

議案第24号

所沢市一般職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

所沢市一般職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和8年 2月18日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

提案理由

一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に鑑み、本市の一般職員についてもこれに準じた改正を行うとともに、地域手当の見直し及び管理職員特別勤務手当の新設を行うため、本案を提案するものである。

所沢市一般職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 所沢市一般職員の給与等に関する条例（昭和26年告示第8号）の一部を次のように改正する。

第6条の3第1項第1号中「310, 000円」を「310, 800円」に改め、同項第2号中「51, 600円」を「52, 100円」に改める。

第2条 所沢市一般職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「初任給調整手当」の次に「（第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。）」を、「宿日直手当」の次に「、管理職員特別勤務手当」を加える。

第6条の3の見出しを削り、同条の前に見出として「（初任給調整手当）」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第6条の4 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第7項及び第8項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の市規則で定める職員にあつては、市規則で定める額）並びにこれに第8条の3第2項の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額を勤務時間等条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して市規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から市規則で定める日までの間、第2種初任給調

整手当を支給する。

- 2 第2種初任給調整手当の月額は、市規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市規則で定めるものには、市規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、第2種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、市規則で定める。

第8条の3第2項中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に、「100分の6」を「100分の7」に改め、同条第3項中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改める。

第9条第2項第1号中「以下この号において」を「第4項において」に改め、「。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同項第2号中「次の表に」を「66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて市規則で」に改め、同号の表を削り、同項第3号中「の合計額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支

給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「月」の次に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として市規則で定める場合にあっては、その翌月)」を加え、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が市規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(市規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として市規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び前項第1号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第15条第2項中「次条第1項」を「第16条第1項」に改め、同条の次の1条を加える。

(管理職員特別勤務手当)

第15条の2 第8条の2第1項の規定により指定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日若しくは祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、同項に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して市規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において市規則で定める額

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において市規則で定める額

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、市規則で定める。

第16条第1項中「前条第1項」を「第15条第1項」に改める。

第17条の3第4項及び第17条の6第3項中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改める。

第17条の7中「第6条の3」の次に「、第6条の4」を加える。

第24条第2項から第4項までの規定中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の所沢市一般職員の給与等に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）第6条の3第1項第1号及び第2号の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の所沢市一般職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(経過措置)

- 4 所沢市一般職員の給与等に関する条例第8条の2第1項の規定により指定する職にある職員が、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日（以下「第2条施行日」という。）の前日から第2条施行日にかけて第2条の規定による改正後の所沢市一般職員の給与等に関する条例第15条の2第1項又は第2項の規定による勤務をした場合は、同条を適用し、当該職員に対し管理職員特別勤務手当を支給する。

(市規則への委任)

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。